

評議員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人オールフェアリー（以下「法人」という。）の評議員の報酬について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は次の通りとする。
当該年度（4月1日から翌3月31日まで）1年間
20,000円

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払いは、当該年度の第1回評議員会において、源泉所得税額を控除した額を現金にて支払う。

(費用弁償)

第4条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(退任慰労金)

第5条 退任慰労金は、支給しないものとする。

(改正)

第6条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人オールフェアリー評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年5月26日より施行する。

<定款抜粋>

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

理事・監事の報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人オールフェアリー（以下「法人」という。）の理事・監事の報酬について必要な事項を定める。

（報酬）

第2条 理事・監事の報酬は次の通りとする。

当該年度（4月1日から翌3月31日まで）1年間

理事 無償とする。

監事 30,000円

（報酬の支払方法）

第3条 報酬の支払いは、当該年度の第1回理事会において、源泉所得税額を控除した額を現金にて支払う。

（費用弁償）

第4条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

（退任慰労金）

第5条 退任慰労金は、支給しないものとする。

（改正）

第6条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人オールフェアリー評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年5月26日より施行する。